平成２６年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目180番地９
債務者　松本　智美
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１４号
広島市西区己斐上５丁目56番９―101号
債務者　西村　彩香（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市沢津町２丁目５番２号
債務者　広兼　　隆
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５８号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６番60号　パールハイツ103号室、前住所愛媛県新居浜市萩生2033番地の２
債務者　尾崎将太朗
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６０号
愛媛県新居浜市郷５丁目８番７　フェリーチェ204号室、住民票上の住所愛媛県松山市太山寺町1611番地２
債務者　上松　由季
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７号
高知県須崎市吾井郷乙2211番地２
債務者　岩崎　立子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第１０号
高知県室戸市室戸岬町5070番地
債務者　横田　稔幸
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
大分県中津市蛭子町３丁目70番地　しろがねハイツ101号
債務者　吉田　利和
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
宮崎市神宮１丁目217番地、前住所宮崎市佐土原町下田島20167番地８　日の出コーポ２階１号
債務者　森　　一彦
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４号
宮崎県延岡市惣領町23番13―102号　ＡＢコーポⅠ
債務者　齊藤　政径
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２３号
長野県伊那市西春近8233番地３
債務者　赤羽　洋樹
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２８号
長野県伊那市西箕輪5903番地３
債務者　唐澤　桂子（旧姓下島）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１１５号
兵庫県伊丹市北本町２丁目２番地　宮ノ下マンション５号、前住所兵庫県伊丹市西台４丁目６番10号　メゾンウエストメドーＢ102号
債務者　雪岡　寿江
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県養父市上野920番地
債務者　大下　晃人
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
広島県呉市阿賀北４丁目２番７号
債務者　山崎　勝博
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第７０号
広島県呉市天応大浜１丁目４番３号
債務者　坂川　規子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
広島地方裁判所呉支部